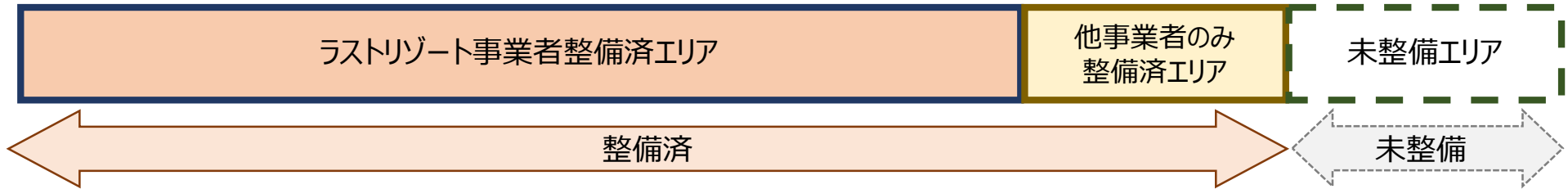


ブロードバンドサービスのユニバーサルサービス化促進のための ラストリゾート事業者の役割【素案】

令和3年10月
総務省 総合通信基盤局

- 有線ブロードバンド未整備エリアの解消については、従来、国・自治体・事業者の3者が連携して取り組むことで一定の成果を上げてきたところであり、引き続き、同様の考え方を採ることが適当である。
- 有線ブロードバンドサービスについては、特定の事業者が日本全国でサービス提供することは必ずしも求められておらず、ラストリゾート事業者に期待される役割は、他事業者によるサービス提供が行われない地域で補完的にサービス提供を行うことが中心となる。



| エリアの分類 | | ラストリゾート事業者に期待される役割 |
|--------|---------------------------------|--|
| 整備済 | ラストリゾート事業者整備済エリア | 当該エリアにおけるサービス提供を継続すること※ |
| | 他事業者のみ整備済エリア (他事業者が全て撤退した場合) | <p><既存回線設備の利用が可能な場合> 撤退する事業者から設備の譲渡を受けた上で、ラストリゾート事業者がサービス提供を継続すること※</p> <hr/> <p><既存回線設備の利用が不可能な場合> 自治体主体の公募事業による再整備が行われる場合において、他に応札者がいないときは、ラストリゾート事業者が契約すること</p> |
| 未整備 | どの者も未整備なエリア | 自治体主体の公募事業による整備が行われる場合において、他に応札者がいないときは、ラストリゾート事業者が契約すること |

※当該エリアが非居住化した場合等を除く。

1. 有線ブロードバンドサービスの全国的な提供を確保していく上で、全国規模の光ファイバ網等を現に有するNTTに期待される役割が大きいことは事実である。
2. また、NTTによる有線ブロードバンド基盤の整備・維持がどのように行われるかは、有線ブロードバンドサービスの全国的な提供確保のための国や自治体による支援策（補助金や交付金）の在り方を考える上でも重要な判断要素となる。
3. 現在のNTT法3条の責務規定は、NTT法が制定された当時の状況を前提に設定されたものであり、通信技術の進展や社会情勢の変化等を踏まえ、民主的な検討及び決定のプロセスを経て、その内容を時代に適合したものとなるよう改めることは、制度の在り方として、何ら否定されるものではない。
4. その一方、
 - ・ 現状において、固定電話は依然として国民生活に不可欠なサービスであり、NTTの電話に関する責務は当面は引き続き維持する必要があると考えられること
 - ・ NTTに過剰な法的責務を課すことは、NTTの自主的判断の余地を狭め、NTTの企業体としての合理的経営を損なうおそれがあることにも留意が必要である。
5. 今般の制度改正においては、以上の各点を踏まえ、有線ブロードバンドサービスのラストリゾート事業者に期待される役割を、実効的に確保するための制度上の位置付けを検討することが適当である。